

## 広島県合同輸血療法委員会設置要綱改正（案）

## （目 的）

第 1 条 本会は、医療機関における輸血療法委員会相互の情報交換を図り、広島県内における輸血医療の標準化をめざすものとする。

## （構 成）

第 2 条 本会は次に掲げる者によって構成する。

1. 広島県内医療機関の輸血療法委員会から選出された者（委員長又は副委員長若しくは特に当該機関の長から推薦のあった者）
2. 学識経験者
3. 医師会、病院協会、薬剤師会、臨床検査技師会、看護協会から選出された者
4. 広島県赤十字血液センター職員
5. 広島県血液行政担当者
6. その他必要と認められる者

## （名 称）

第 3 条 本会は、「広島県合同輸血療法委員会」と称する。

## （役 員）

第 4 条 本会役員として委員長、副委員長、幹事を置く。

1. 委員長は、委員の互選により定め、会を代表し、必要に応じ会議を招集し、議長となる。
2. 副委員長は、委員の互選により定め、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
3. 幹事は、定数を含め委員の互選により定め、会議の招集、議題の選定に際し、委員長及び副委員長を補佐する。

## （任 期）

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

ただし、補欠により選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員任期は、前項の規定を準用する。

## （委員会の開催）

第 6 条 本会は年 1 回開催する。（必要に応じ、幹事会を開催する。）

## （事 業）

第 7 条 本会は第 1 条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 情報交換（医療機関ごとの血液製剤の使用状況など）
2. 輸血医療の標準化
3. 研修会の企画
4. その他血液製剤の適正使用を推進のために必要なこと

第 8 条 委員長は、別に定める小委員会設置要綱に基づき、本会内に小委員会を設置することができる。

## （事務局）

第 9 条 本会の事務を処理するため、広島県健康福祉局薬務課及び広島県赤十字血液センター学術情報・供給課に事務局を置く。

## （その他）

第 10 条 本要綱に定めるものの変更等については、本会において協議し定める。

2. 本要領に定めるもののほか、必要な事項は本会において協議し、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 7 月 日から施行する。

小委員会設置要綱（案）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>小委員会設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 広島県合同輸血療法委員会設置要綱第8条に基づき、広島県における安全かつ適正な輸血療法の推進に資するため、次の二つの職種ごとに<u>小委員会</u>を設置する。</p> <p>（1）臨床検査技師</p> <p>（2）看護師</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 各<u>小委員会</u>は、それぞれの所掌分野について、課題の検討及び解決に向けた活動を行い、必要に応じてその結果を広島県合同輸血療法委員会に報告する。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 各<u>小委員会</u>の<u>委員</u>は、広島県合同輸血療法委員会委員長が委嘱する。</p> <p>2 各<u>小委員会</u>の<u>委員</u>の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する事業の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>（正副委員長）</p> <p>第4条 各<u>小委員会</u>に<u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>を置く。</p> <p>2 <u>委員長</u>及び<u>副委員長</u>は、<u>委員</u>の互選により定める。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、<u>小委員会</u>を代表し任務を総括する。</p> <p>4 <u>副委員長</u>は、<u>委員長</u>を補佐し、<u>委員長</u>に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 <u>小委員会</u>は、各<u>委員長</u>が必要に応じて召集し、<u>委員長</u>が議長となる。</p> <p>2 <u>委員長</u>に事故のあるときは、あらかじめ<u>委員長</u>が指名する<u>委員</u>がその職務を代理する。</p> <p>3 <u>委員長</u>は、<u>小委員会</u>を代表し、<u>小委員会</u>の会務を統括する。</p> <p>4 <u>委員長</u>は、<u>委員</u>のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出</p>	<p style="text-align: center;"><u>ワーキンググループ設置要綱</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 広島県合同輸血療法委員会設置要綱第8条に基づき、広島県における安全かつ適正な輸血療法の推進に資するため、次の二つの職種ごとに<u>ワーキンググループ</u>を設置する。</p> <p>（1）臨床検査技師</p> <p>（2）看護師</p> <p>（任務）</p> <p>第2条 各<u>ワーキンググループ</u>は、それぞれの所掌分野について、課題の検討及び解決に向けた活動を行い、必要に応じてその結果を広島県合同輸血療法委員会に報告する。</p> <p>（構成）</p> <p>第3条 各<u>ワーキンググループ</u>の<u>班員</u>は、広島県合同輸血療法委員会委員長が委嘱する。</p> <p>2 各<u>ワーキンググループ</u>の<u>班員</u>の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する事業の終結の時までとし、再任を妨げない。</p> <p>（正副班長）</p> <p>第4条 各<u>ワーキンググループ</u>に<u>班長</u>及び<u>副班長</u>を置く。</p> <p>2 <u>班長</u>及び<u>副班長</u>は、<u>班員</u>の互選により定める。</p> <p>3 <u>班長</u>は、<u>ワーキンググループ</u>を代表し任務を総括する。</p> <p>4 <u>副班長</u>は、<u>班長</u>を補佐し、<u>班長</u>に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第5条 <u>ワーキンググループ</u>は、各<u>班長</u>が必要に応じて召集し、<u>班長</u>が議長となる。</p> <p>2 <u>班長</u>に事故のあるときは、あらかじめ<u>班長</u>が指名する<u>班員</u>がその職務を代理する。</p> <p>3 <u>班長</u>は、<u>ワーキンググループ</u>を代表し、<u>ワーキンググループ</u>の会務を統括する。</p> <p>4 <u>班長</u>は、<u>班員</u>のほか、意見等を聞くために必要があると認められる者を会議に出席さ</p>

席させることができる。

(事務局)

第6条 小委員会の事務局は、広島県赤十字血液センター内に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に必要な事項は、広島県合同輸血療法委員会委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成31年7月〇日から施行する。

せることができる。

(事務局)

第6条 ワーキンググループの事務局は、広島県赤十字血液センター内に置く。

(その他)

第7条 本要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に必要な事項は、広島県合同輸血療法委員会委員長が別に定める。